

第7章

地区の復旧・復興状況

第7章 地区の復旧・復興状況

(1) 事業地区周辺における津波対策事業

事業地区に隣接する仙台塩釜港(仙台港区)では、平成23年度から地震・津波に強い港湾施設の整備を進めています。

地震・津波に強い港湾施設の整備

【津波防災対策】

◇職住分離

・津波による浸水被害の恐れが少ない区域に住宅地域を配置する。

◇多重防護

・海岸部の堤防だけでなく、内陸部の高盛土構造の道路等により多重的に防護する。

◇海岸保全施設の復旧方針

「すべての人命を守る」という理念のもと「津波のレベル二つを設定」

・津波防護レベル(津波レベル1)：数十年から百数十年に1度の津波を対象とし、海岸保全施設により人命及び資産を守る。

・津波減災レベル(津波レベル2)：津波防護レベルをはるかに上回り、構造物による対策の限界を超過する津波に対して、人命を守るために必要な最大限の処置を行う。

①産業活動・地域まちづくりと連携した津波防護(津波レベル1)

○発生頻度の高い津波から生命・財産を守る防潮壁整備

②避難対策の強化(津波レベル2)

○まちづくりと一体となった多重防護
○避難路、避難ビル、避難タワーの整備
○防災情報伝達提供システムの充実

避難場所の確保



まちづくりと一体になった津波防災対策



◆多目的ターミナルの整備(バルク機能集約・強化)

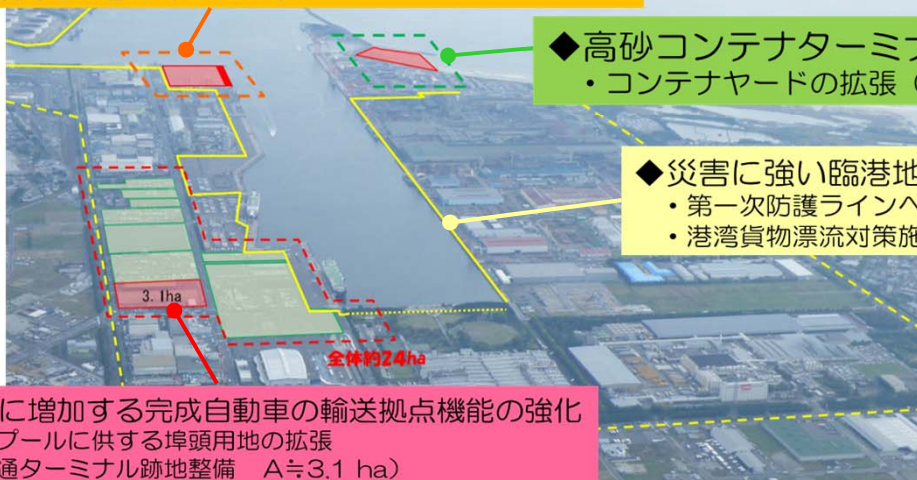
・高松埠頭岸壁(-14m)の整備(直轄事業)
・高松埠頭用地の造成(A=6ha)

◆高砂コンテナターミナル機能強化

・コンテナヤードの拡張(A≒6ha)

◆災害に強い臨港地区の形成

・第一次防護ラインへの防潮堤の設置
・港湾貨物漂流対策施設の設置



◆加速度的に増加する完成自動車の輸送拠点機能の強化

・モータープールに供する埠頭用地の拡張
(仙台港流通ターミナル跡地整備 A≒3.1ha)

第7章 地区の復旧・復興状況

高砂コンテナターミナル復旧状況等（平成26年1月31日現在）

- ◎1号ふ頭、2号ふ頭供用再開済み（2号ふ頭背後については一部工事中。平成25年度中の完成を予定）
- ◎ガントリークレーン4基、リーファー電源すべて復旧、稼働済み
- ◎夜間照明TL-6以外は復旧、稼働済み



震災後初の外航船が入港
(2011.5.27)



45フィートコンテナの第1船出航
(2011.9.15)



復旧前



復旧後



復旧前



復旧後



復旧前



復旧後

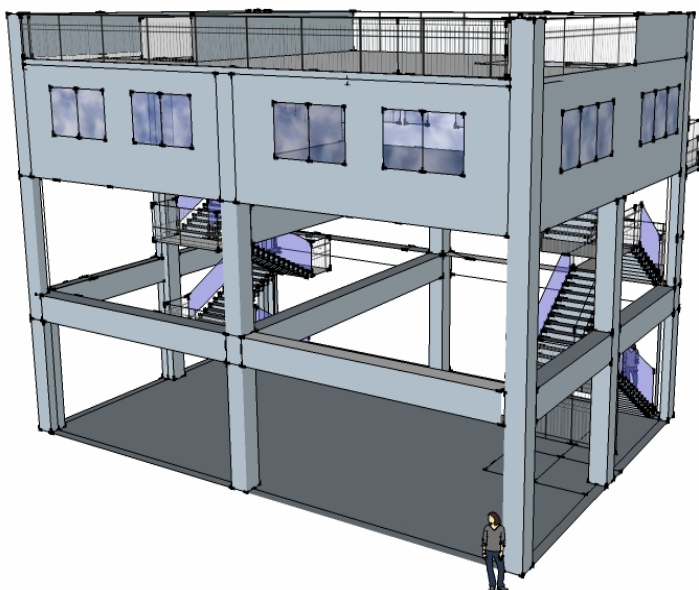
第7章 地区の復旧・復興状況

津波避難施設

仙台市では、「仙台市震災復興計画」に基づき、津波から避難するための津波避難施設の整備を進めており、地区内においても3号公園内に「津波避難タワー」の整備が計画され、平成26年度に工事着手する予定です。



避難タワーのイメージ



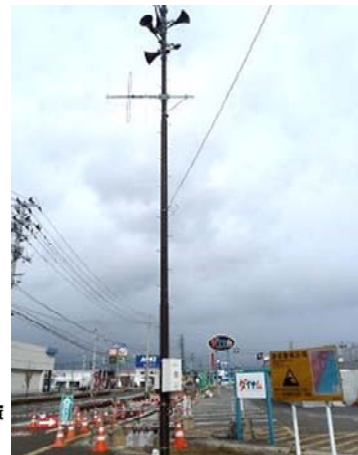
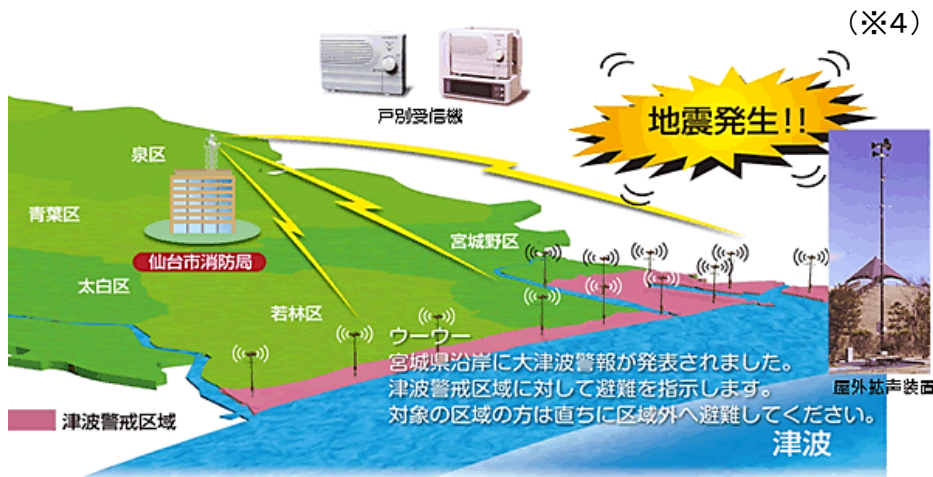
施設仕様

| | |
|------|----------------------------|
| 設置場所 | 仙台市蒲生字耳取地内 (仙台港背後地3号公園) |
| 施設種類 | 避難タワー |
| 収容人数 | 最大250人程度 |

第7章 地区の復旧・復興状況

津波情報伝達システム

仙台市では、津波予報や避難情報を屋外拡声装置からサイレンや音声により一斉に伝達する「津波情報伝達システム」の整備を進め、当地区内にも既に設置されています（※4）。



情報伝達システム設置状況
(仙台港背後地地区内)

※4 「仙台市津波情報伝達システム(仙台市HP)」より抜粋

避難経路の確保

清水沢多賀城線の整備により、国道45号方面へのアクセスが図られ、津波からの避難経路が確保されます（※5）。

立地企業の取り組み

仙台港背後地地区内においては、東日本大震災を期に防災意識が向上し、「避難経路の確認」、「避難マニュアルの見直し」、「避難訓練の実施」等の取り組みを行っている企業が出てきています。

また、新たに一次避難場所としての「避難ビル」の指定申請を行っている企業も出てきています。



(※5)

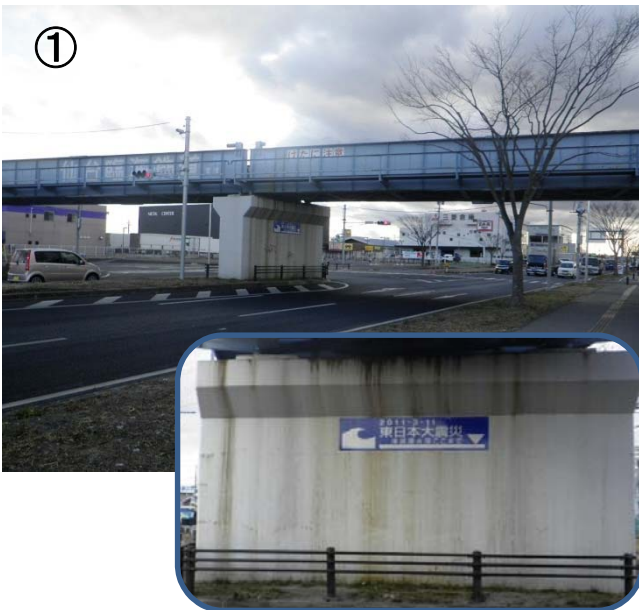
第7章 地区の復旧・復興状況

伝承・減災プロジェクト



3.11伝承・減災プロジェクト

宮城県土木部では「3.11伝承・減災プロジェクト」の名のもと、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動につながる様々な試みに積極的に取り組んでいます。プロジェクトの一環として、を今回の津波の浸水区域や浸水高さを現地に標識等で表示する「津波浸水表示板設置」を進めており、地区内にも2箇所（計4枚）の表示板が設置されています。

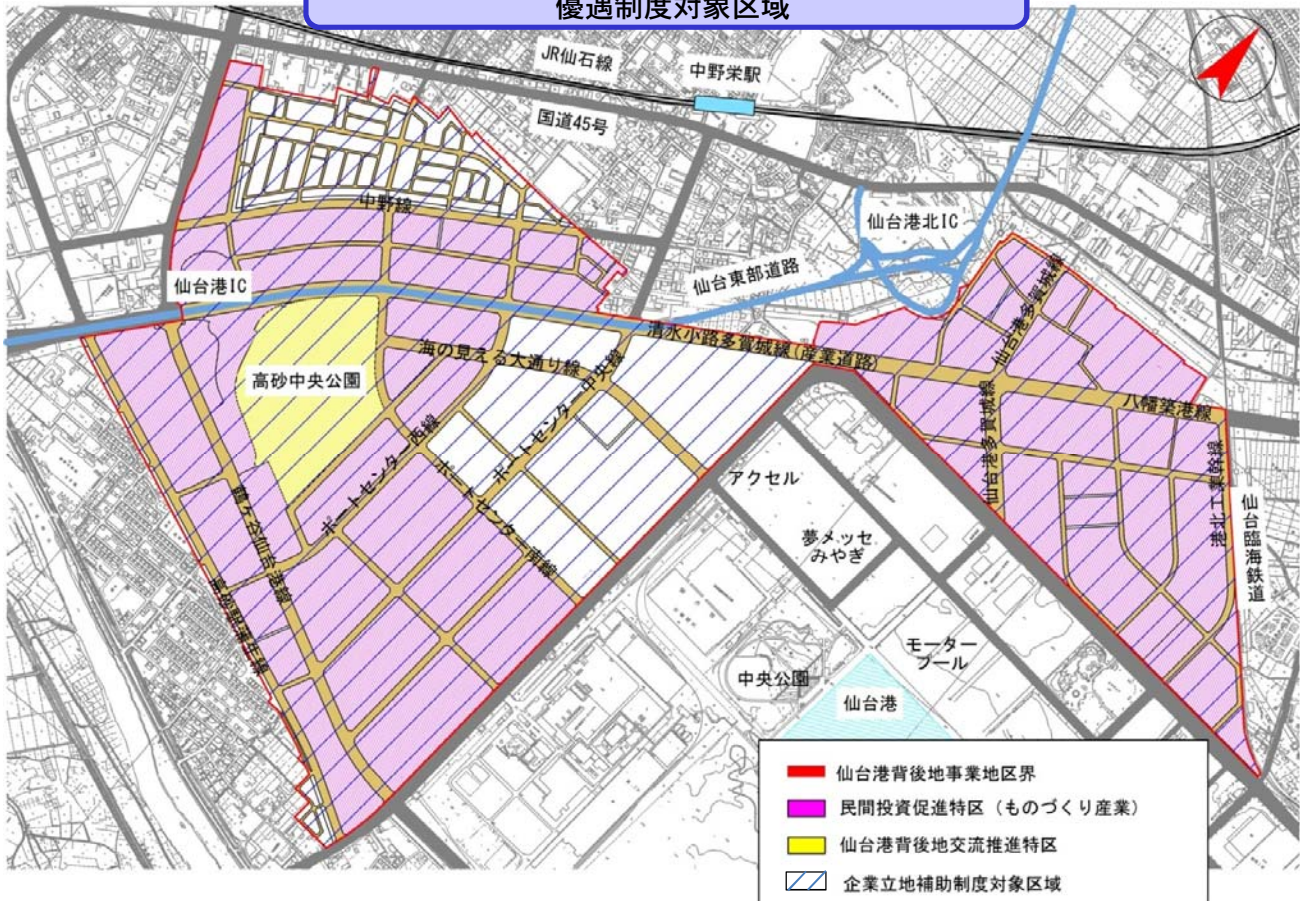


第7章 地区の復旧・復興状況

(2) 事業地区内における企業立地優遇制度について

東日本大震災を契機に創設された特区制度や企業立地補助金制度を活用することにより、仙台港背後地事業地区内に新たに企業立地等する場合には、税制上の特例措置や用地取得費用等の補助を受けることができますようになりました(平成26年3月現在)。

仙台港背後地土地区画整理事業地区における 優遇制度対象区域



① 税制上の特例措置

【宮城県民間投資促進特区(ものづくり産業)】

東日本大震災特別区域法(復興特区法)に基づき、宮城県及び県内33市町村で共同申請した「宮城県民間投資促進特区(ものづくり産業)」が、平成24年2月9日に認定されたことにより、仙台港背後地地区内でも新規投資や被災者雇用等の対象事業要件に該当する企業に対して、税制上の特例措置が受けられるようになりました。

また、高砂中央公園予定地でも、公園内に立地予定の水族館を中心とした集客・交流関連業種に対して、税制上の特例措置が受けられる「仙台港背後地交流推進特区」が、平成25年4月12日に認定されています。

第7章 地区の復旧・復興状況

② 用地の取得費用等における補助

【津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金】

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域の産業復興を加速するため、平成25年度の新規事業として標記の「企業立地補助制度」が創設されました（平成25年度予算額 1,400億円）。

これにより、用地の取得費用などの初期投資額について最大で1/2の補助が受けられるようになりました。

制度上の優遇措置

【対象経費】

○工場立地に係る初期投資額（当該事業の用に供するものに限る。）

- ① 土地取得費（賃借料は対象外）
- ② 建物及び機械設備等の取得費
- ③ ①と②に合わせて実施する付帯工事費

※5千万円未満の投資案件は補助対象外

【補助率】（仙台港背後地土地区画整理事業地区内）

- ◆大企業 1/3 以内
- ◆中小企業 1/2 以内



【上限額】（仙台港背後地土地区画整理事業地区内）

- ・外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。
- ・その他の場合は、30億円。

※個別の投資案件の補助率は、「外部審査委員会の評価結果」によって決定されます。

公募状況

＜1次募集＞

公募期間 平成25年5月27日～平成25年7月31日
 応募件数 宮城県内 45件 うち地区内 5件
 採択件数 宮城県内 43件 うち地区内 5件

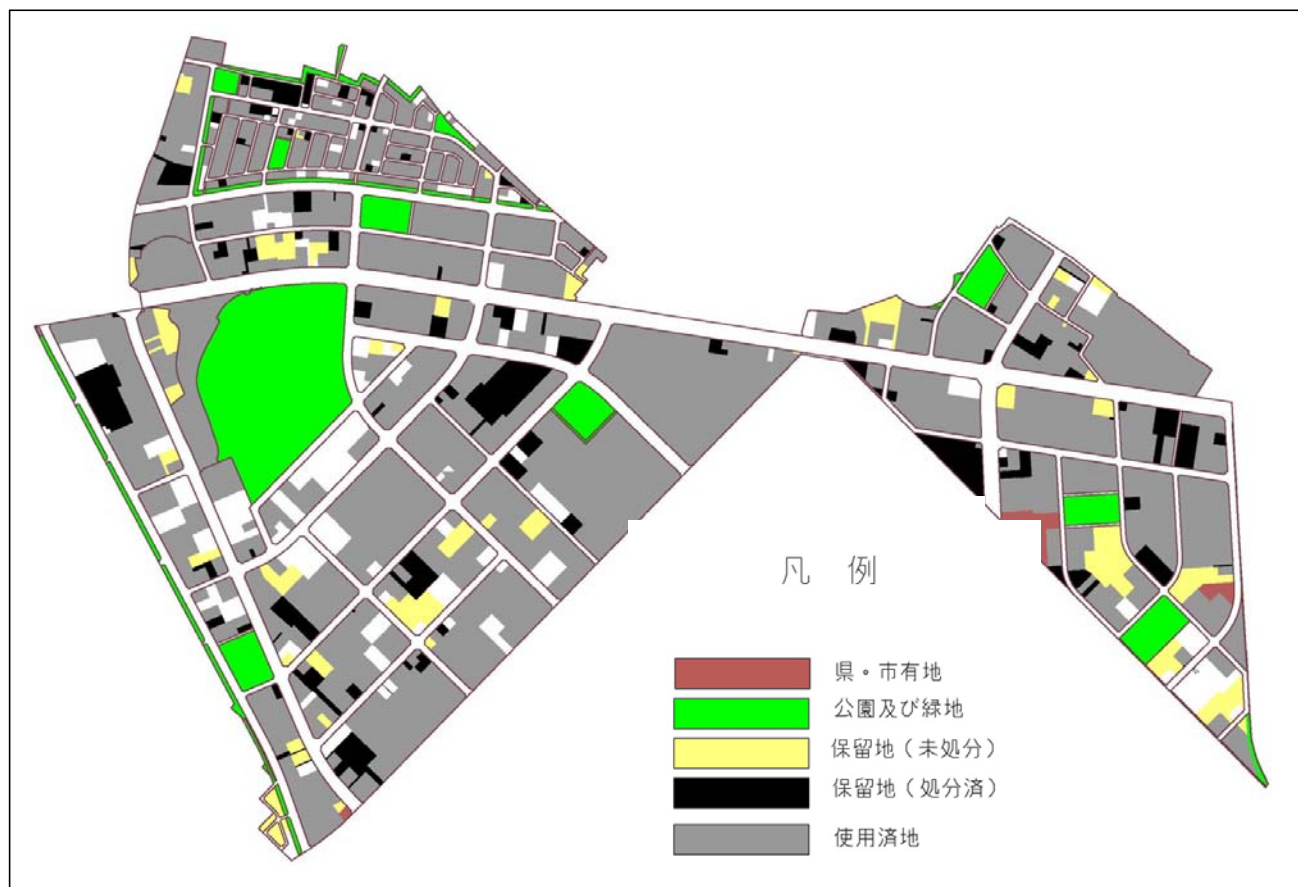
＜2次募集＞

公募期間 平成25年12月20日～平成26年2月24日
 応募件数 宮城県内 51件 うち地区内 5件
 採択件数 ※審査結果の通知・公表は、4月下旬頃の予定。

第7章 地区の復旧・復興状況

(3) 土地利用状況

東日本大震災後停滞していた土地利用が回復し、新たな企業の進出も進んでいます。また、平成15年度から地区内の土地利用の増進を図るため事務所に「土地利活用相談窓口」を設置し、購入や賃貸に関する相談やお問い合わせに対して、積極的な支援を行っています。



土地利用状況図（平成25年 4月 8日 現在）

土地利活用相談実績（平成26年2月28日 現在）

| 相談の実績 | 賃貸 | 購入 | 賃貸又は購入 | 計 |
|----------|-----|-----|--------|-----|
| 平成21年度まで | 216 | 285 | 83 | 584 |
| 平成22年度 | 27 | 35 | 6 | 68 |
| 平成23年度 | 42 | 38 | 9 | 89 |
| 平成24年度 | 41 | 27 | 9 | 77 |
| 平成25年度 | 17 | 51 | 8 | 76 |
| 計 | 343 | 436 | 115 | 894 |

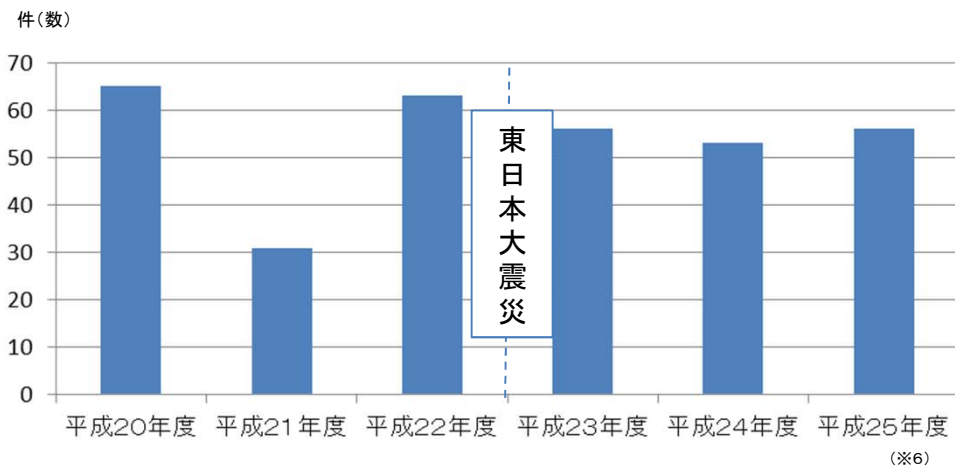
第7章 地区の復旧・復興状況

(4) 建築物等の許可状況

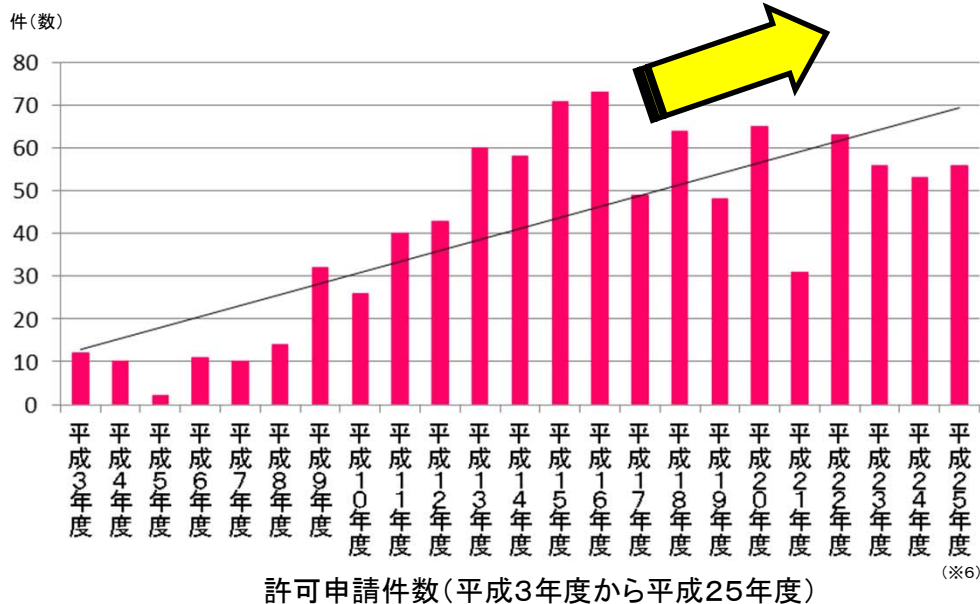
区画整理法第76条に基づく許可申請数についても東日本大震災以降増加しており、産業復興が進むとともに、地区内に新たに進出する企業も出てきています。

区画整理法第76条(抜粋)

施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。



許可申請件数(年間)



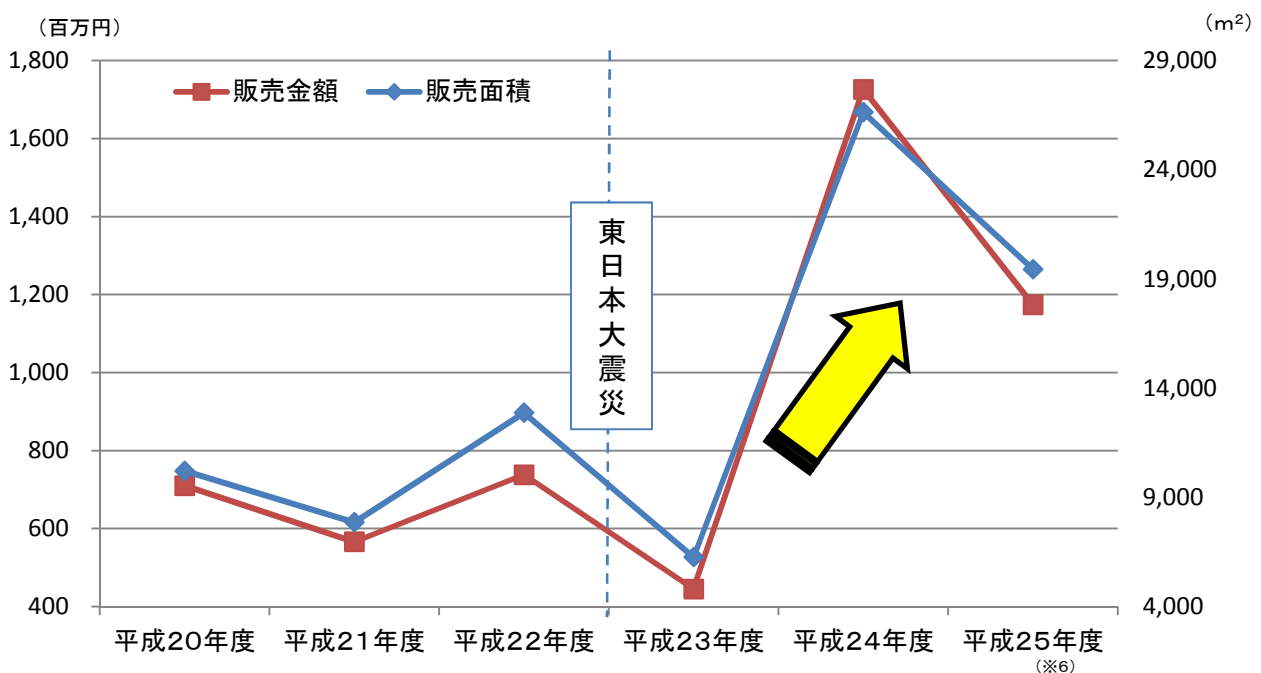
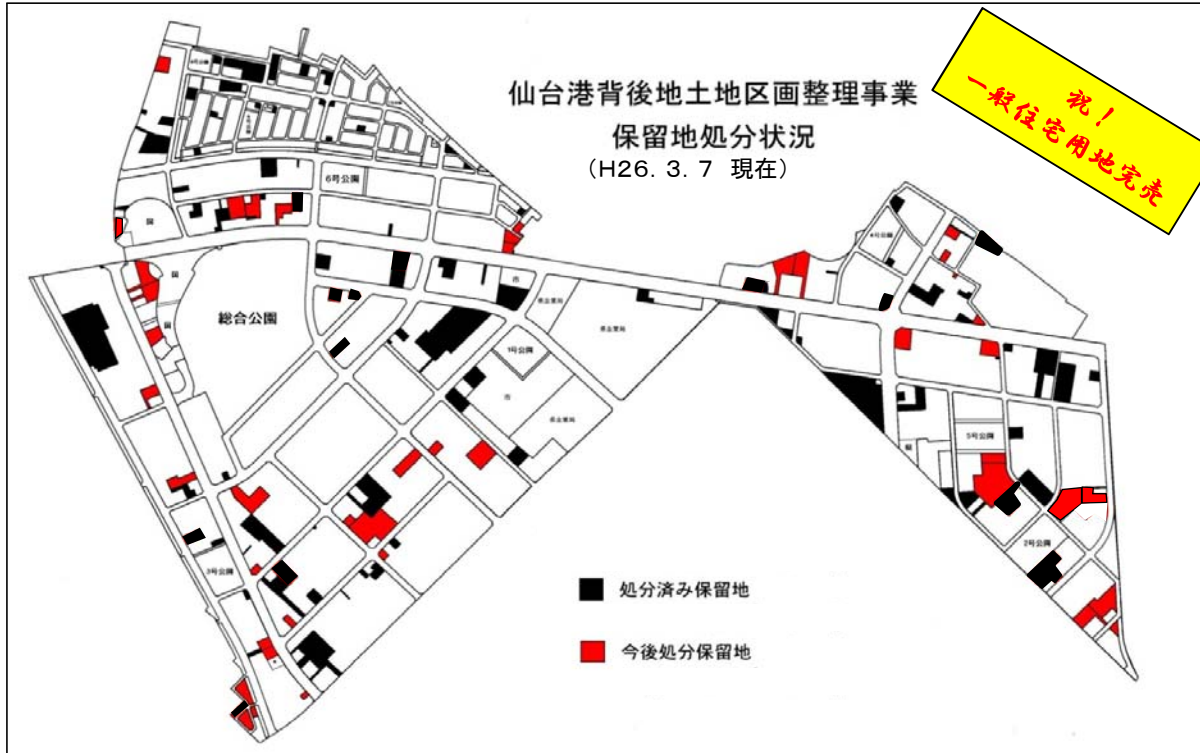
許可申請件数(平成3年度から平成25年度)

第7章 地区の復旧・復興状況

(5) 保留地の販売状況

平成9年度から保留地処分を始めて、これまで約16.7haを販売しました。東日本大震災以降も好調な販売状況となっており、着実に保留地の処分が進んでいます。**一般住宅用地については、完売いたしました。**

| 全保留地 | 176画地 | 25.5ha | 16,415百万円 |
|------|-------|--------|-----------|
| 契約済み | 134画地 | 16.7ha | 11,098百万円 |
| | 76.1% | 65.5% | 67.6% |



((※6) H25. 4. 1 ~ H26. 3. 7)

第7章 地区の復旧・復興状況

(6) 仙台港ICの開通

平成24年12月1日に仙台東部道路仙台港ICが地区内に新設されました。今回開通となった仙台港ICは、仙台東インターチェンジと仙台港北インターチェンジの間に位置し、東北唯一の国際拠点港湾である「仙台塩釜港」と直結する非常に重要なインターチェンジです。

仙台港ICの開通により、地区内には近接する仙台港北ICと合わせてアクセスが一層向上しました。



仙台東部道路 仙台港ICが開通して

(平成24年12月1日開通)

- 仙台港ICの利用交通量は66百台/日
- 仙台港北ICで21百台、仙台東ICで23百台減少し、仙台港ICに交通が分散

交通が分散し、仙台塩釜港への

円滑なアクセスが可能に

(※7)

交通量調査
開通前: H24.11.5~9平均
開通後: H24.12.10~14平均

【仙台港北IC出入交通量】
(開通前) (開通後)
全車両: 155百台/日 → 134百台/日
うち大型車: 49百台/日 → 46百台/日

【仙台港IC出入交通量】
(開通後)
全車両: 66百台/日
うち大型車: 23百台/日

【仙台東IC出入交通量】
(開通前) (開通後)
全車両: 269百台/日 → 246百台/日
うち大型車: 63百台/日 → 62百台/日

■ 物流ネットワークの強化による産業支援

《仙台塩釜港を利用する物流業者の声》

- ◆ コンテナターミナルへのアクセスが良いため、コンテナ輸送の際は仙台港ICを利用したい。
- ◆ 仙台港ICは自社の施設に近いので利便性が向上した。

■ 仙台港北IC方面と仙台塩釜港方面を往来する大型車交通量が約3割減少

【中野栄駅前交差点】

【大型車交通量】
開通前: 1,050台/12h
開通後: 770台/12h

《国道45号を利用する一般利用者の声》

- ◆ 国道45号中野栄駅前交差点を左折する大型車が減少し、国道45号から仙台塩釜港への流れが良くなった。

《仙台塩釜港を利用する製造業者の声》

- ◆ 仙台東IC、仙台港北ICからの出入りの混雑緩和が期待される。

※7 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所HPより

第7章 地区の復旧・復興状況

仙台港IC開通式の様子



主催者代表挨拶(左から橋本清仁国土交通大臣政務官, 村井嘉浩宮城県知事, 奥山恵美子仙台市長)



テープカットの様子



三陸運輸の45フィートコンテナ車

トヨタ輸送の21メートルフルマルチトレーラー

塩釜港運送のウイングトレーラー

インターチェンジ付近

第7章 地区の復旧・復興状況

(7) 仙台水族館(仮称)の建設

高砂中央公園における水族館計画は、三井物産(株)ほか5社及び(一財)民間都市開発推進機構が出資する仙台水族館開発(株)が設置し、(株)横浜八景島との連携により運営を行う民間プロジェクトで、平成27年春の開業を目指して、現在、事業が進められています。

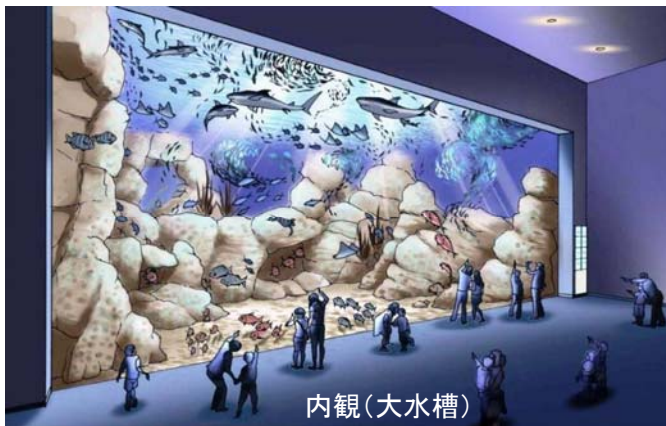
水族館の開業により、既に開業している三井アウトレットパーク仙台港やカインズモール仙台港といったショッピングモールと合わせて、背後地地区が「一大交流拠点」としてますます発展することが期待されます。



【事業の概要】

- 設置主体：仙台水族館開発株式会社
- 設置場所：高砂中央公園
- 設置許可面積：13,493㎡
- 建築概要：建築面積6,087㎡、延床面積9,989㎡、地上2階建、鉄骨造
- 年間入館者見込数：開業初年135万人、安定期85万人
- 総事業費：約65億円
- 開業予定：平成27年春

第7章 地区の復旧・復興状況



第7章 地区の復旧・復興状況
